

(AC2) 土木学会論説委員会規則

平成20年1月18日	制 定
平成20年6月20日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃

(総則)

第1条 この規則は、土木学会細則第33条に基づき、会務執行のために設置する論説委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(目的)

第2条 委員会は、社会に対する土木技術者の責務として、論説発表を通して土木工学、土木技術者、社会基盤整備、地球環境、防災、技術者教育、建設産業等のあり方や関連する諸問題解決の基本的方向性、さらに土木技術者の倫理・社会規範に関わる重大な問題等に関する情報や意見を社会に対して発信することを目的とする。

(論説の種類)

第3条 論説は、委員会論説（委員会としての論説）、委員論説、依頼論説、一般投稿論説とし、各論説は次のとおりとする。

- (1) 委員会論説は委員会で討議し発議し委員長の責任で発表する。
- (2) 委員論説は論説委員が執筆する。
- (3) 依頼論説は委員会が依頼した論説委員以外の識者が執筆する。
- (4) 一般投稿論説は一定期間の公募による論説とする。

(活動)

第4条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 論説を定期的に発信するために必要な企画・論説の審議。
- (2) 論説の執筆、審議および発信。
- (3) 発表した論説の広報、論説内容を実効有らしめるために必要な関連する業務。

(構成)

第5条 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。

- 2 委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、委員20名以内、委員兼幹事長1名および、幹事10名以内とする。委員会の委員を論説委員と称する。
- 3 委員会には、必要に応じて期間を限定して小委員会・分科会を設置することができる。委員の人数は必要最小限とする。
- 4 役職者の業務は次のとおりとする。
 - (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
 - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
 - (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
 - (4) 小委員会委員長・分科会主査は、委員会の指揮のもとで、委員会から諮問された特定事項を検討し、委員会に答申する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第6条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会長が選任する。

- (2) 副委員長は、委員の中から1名を委員長が推薦する
- (3) 委員は、フェロー会員の中から委員長が推薦する。ただし委員長の判断によりこれ以外のものの推薦を行うことができる。
- (4) 幹事長は、委員の中から委員長が推薦する。
- (5) 小委員長・分科会主査は、委員長が推薦する。
- (6) 小委員長・分科会主査は、委員長が推薦する。

2 委員長・委員の任期は2年とし、一回に限り留任を認める。また、半数交代を原則とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

第8条 幹事会は幹事長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第9条 土木学会事務局の担当部署は、会員・企画課とする。

(規則の変更)

第10条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成20年1月18日 理事会議決) この内規は、平成20年1月18日から施行する。

附則 (平成20年6月20日 理事会議決) この変更内規は、平成20年6月20日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則 (平成24年5月11日 理事会議決) この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。